



▼INDEX△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△

- 1. 交通事故の判例ファイル
- 2. 危機管理意識を高めよう (2)
- 3. 事業所での飲酒運転防止対策 (2)
- 4. 出版物のご案内

▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△

☆☆☆*.....*10月後半の暦*.....☆☆☆

●10月18日 ドライバーの日

トラック、バス、タクシーなどに乗務するすべてのプロドライバーに感謝するとともに、プロドライバーの地位向上を目指す日にと、物流業界の総合専門紙「物流ウィークリー」を発行する株式会社物流産業新聞社が制定した日。日付は10と18で「ドライバー」と読む語呂合わせから。

●10月30日 マナーの日

ビジネスマナー、一般マナーなど、あらゆる場面において必要不可欠な「マナー」について見直し、生活に役立ててもらうことを目的にNPO法人・日本サービスマナー協会が制定。日付は協会が設立された2008年10月30日から。協会では接客サービス研修、認定資格、検定試験など、サービスマナーの普及と向上の活動を行っている。

※出典・・・日本記念日協会「今日の記念日」

※シンク出版のWEBサイトでは、毎月の運転管理に役立つ「今月の運転管理」を公開しています。

詳しくは・・・<http://www.think-sp.com/%E9%81%8B%E8%BB%A2%E7%AE%A1%E7%90%86%E3%81%AE%E7%B4%A0%E6%9D%90/%E4%BB%8A%E6%9C%88%E3%81%AE%E9%81%8B%E8%BB%A2%E7%AE%A1%E7%90%86/>

■交通事故の判例ファイル

『自転車事故で両親の「監督義務違反責任」を認める』
——被害者（弁護士）に損害賠償540万円／東京地裁

東京地裁はさる9月14日、交差点で自転車が衝突した事故に関する民事訴訟の判決公判において、友人と自転車で「鬼ごっこ」をしていた少年（当時12歳）と両親に、被害者（74歳／弁護士）に対する休業損害金や治療費など約540万円の支払いを命じました。

詳しくは・・・<http://www.think-sp.com/%E4%BA%A4%E9%80%9A%E4%BA%8B%E6%95%85%E3%81%AE%E5%88%A4%E4%BE%8B%E3%83%95%E3%82%A1%E3%82%A4%E3%83%AB/>

■危機管理意識を高めよう (2)

『運転免許の管理を徹底していますか？』

運転者の免許証の情報を管理し有効期限等をチェックすることが重要です。運転免許の更新期限を忘れて失効してしまう「ウっかり失効」が意外に多いか

らです。

先日もこんな事例がありました。――

2010年9月、鹿児島市交通局の路線バス運転者が、大型2種免許の有効期限が過ぎて失効していたのに気づかないまま2日間無免許運転をしてしまい、給与減額の懲戒処分を受けたうえ、同交通局も九州運輸局からバス40日車の使用停止処分を受けました。免許の失効は、運転者個人の問題に終わらず、事業の遂行にも大きな影響を与えます。

また、ある運送会社で、普通運転免許をウっかり失効したことに気づいた運転者が、慌てて再取得にいき、何とか無免許運転は免れたと思ったのですが、以前の普通免許は車両総重量8トン未満の中型トラックを運転できる8トン限定の旧免許であったのに対し、失効後に取得した新普通免許では中型トラックを運転できなくなっていました。

しかし、本人はそのことを知らず、運行管理者も旧免許の失効に気づいていなかったため、中型の社有車をそのまま運転して無免許運転で摘発を受けたという例もあります。

◎毎月、免許更新時期を確認して管理しよう

一般企業でもウっかり失効による無免許運転を防ぐことが重要です。運転者台帳に免許証の種別、有効期限などを明記するとともに、誰の免許がいつ更新時期を迎えるか管理者サイドですぐわかるように、免許管理の「見える化」を図ることが大切です。

ある事業所では、免許更新一覧表により、毎月、更新期間が始まる運転者に有効期限が近づいていることを伝えて念を押すとともに、更新した免許証のコピーを必ず期限内に提出してもらい、ウっかり失効を防いでいるということです。

現場でも朝礼などで定期的に免許証の携帯を確認し、その際、免許証の期限などをチェックすることが大切です。

■事業所での飲酒運転防止対策（2）

前回に続いて、各社の飲酒運転対策を紹介します。

『その3ー運転経歴証明書を年1回申請する』

ある事業所では、土・日曜日など私用運転での飲酒運転を防止するために、マイカーを所有している者は全員、本人の了解をとって年1回運転経歴証明書を申請しています。

このとき、酒気帯び運転などの違反が見つければ、懲罰委員会に諮られ、過去の違反状況などを勘案して処分が決められますが、いちばん厳しい場合は懲戒解雇処分となります。

『その4ー誓約書に職場の仲間の印鑑を押してもらい提出』

ある事業所では、会社主催で慰労会などを催す場合は、マイカー通勤者には「飲酒運転をしない」という誓約書を出させていますが、その誓約書には職場の仲間の全員の印鑑を貰うようになっています。

こうしておく、職場の仲間が飲酒をすすめることはありませんし、逆に「車で来ているので、早く帰れよ」と言ってくれるからです。

※シンク出版では飲酒習慣の危険度をチェックし、飲酒運転の防止を図る「飲酒習慣の危険度チェック」を発売中です。

詳しくは・・・<http://www.think-sp.com/%E5%87%BA%E7%89%88%E7%89%A9%E3%81%AE%E3%81%94%E6%A1%88%E5%86%85/>